

特定非営利活動法人
共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク（以下共生ネット）と称し、略称を共生ネットとする。英語名は All Japan Sexual Minorities Support Network—Working for an Inclusive Society とする。英語名の略称を JaSMiN とする。

(事務所)

第2条 共生ネットは、東京都文京区本郷一丁目 35 番 28 号に主たる事務所を置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 共生ネットは、人生のあらゆる局面でセクシュアル・マイノリティが直面する生きづらさを言葉にし、行政、企業、学校ほか各種機関などに適切な対応を求め、不当な扱いや社会制度からの排除を是正することで、当事者、その家族や友人、さらには日本に暮らすすべての人々が、尊厳をもって、自律的に生きられる共生社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 共生ネットは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 共生ネットは、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 国の政策にセクシュアル・マイノリティの視点を加えるための提言事業
- (2) セクシュアル・マイノリティのための支援事業
- (3) セクシュアル・マイノリティ理解のための教育啓発事業
- (4) 教材作成および出版・翻訳事業
- (5) 情報収集・情報提供事業
- (6) 関係諸機関との連携協力を進めるためのネットワーク形成事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 共生ネットの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員とは、共生ネットの目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員とは、共生ネットの事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 共生ネットの会員になろうとする者は、その活動・目的に賛同する者でなければならない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付記した書面または電磁的方法をもって本人に通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号ひとつに該当する場合は、会員資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき

(3) 会員である団体が消滅したとき

(4) 2年以上会費を滞納し、支払い意思がないと理事会がみなしたとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その会員に事前の弁明の機会を与えたうえで、総会の議決により除名することができる。

(1) 共生ネットの定款に違反したとき

(2) 会員が共生ネットの名誉を傷つけたとき、共生ネットの目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたとき

第4章 役員

(種別および定数)

第12条 共生ネットに次の役員を置く。

(1) 理事は、3名以上10名以内とする

(2) 監事は、1名以上2名以内とする

2 理事のうち、代表理事を1名以上2名以内とし、副代表理事および常務理事をそれぞれ1名以上2名以内置くことができる。

(選任等)

第13条 理事および監事は、正会員（団体にあつては、その代表者またはその委任を受けた者）の中から理事会の議決により選任する。

2 代表理事および常務理事は、理事会において決定する。

3 監事は、理事または共生ネットの職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、共生ネットを代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、この定款に定める代表理事の職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、共生ネットの常務を処理するとともに、代表理事および副代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、この定款に定める代表理事の職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織し、この定款の定めおよび理事会の議決にもとづき業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する

(2) 共生ネットの財産の状況を監査する

(3) 業務執行または財産の状況に関し、不正の行為や法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集することができる

(5) 業務または財政について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事また監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のひとつに該当する場合は、任期中であっても総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 共生ネットの総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 役員解任
- (6) 役員職務
- (7) 事業報告および決算
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第22条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から、代表理事の指名により選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号および第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 議長は、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他共生ネットの業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第31条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項および第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第7章 事務局

(設置、職員の任免、組織運営)

第37条 共生ネットに事務局を置くことができる。

- 2 事務局には常務理事1名および職員若干名を置くことができる。
- 3 職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 共生ネットの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 共生ネットの資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第40条 共生ネットの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第41条 共生ネットの事業計画およびこれに伴う活動予算書は、事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 共生ネットの事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 共生ネットの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 共生ネットが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 共生ネットは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により共生ネットが解散するときは、正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 共生ネットが解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において議決した、趣旨を同じくする他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 共生ネットが合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 共生ネットの公告は、共生ネットの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、共生ネットの成立の日から施行する。
- 2 共生ネットの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 原美奈子
副代表理事 宇佐美方子（宇佐美翔子）
常務理事 杉浦郁子
理事 松下恵子（近藤恵子）
理事 赤嶺容子
理事 谷口洋幸
理事 有藤かおり
理事 小島和子
理事 廣瀬麻弥
監事 遠藤智子
- 3 共生ネットの設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2014 年 3 月 31 日までとする。
- 4 共生ネットの設立当初の事業計画および予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 共生ネットの設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2013 年 3 月 31 日までとする。
- 6 共生ネットの設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人・団体）入会金 10,000 円
正会員年会費 個人 5,000 円、団体 10,000 円
 - (2) 賛助会員（個人・団体）入会金 0 円
賛助会員（個人・団体）年会費 1 口 2,000 円（1 口以上）